

## 事例 2 韓国(1)：政府関係資料

内藤 亜弥子

### ■ 教育科学技術部 “Global Korea Scholarship” 発表

教育科学技術部 協力総括課/両者協力課 2009年3月17日報道資料

世界における韓国の国家としてのブランドを高めることを目的として組織された「国家ブランド委員会」において、Global Korea Scholarship という外国人留学生招聘奨学金事業が発表された。その事業説明の中で、アジア各国間相互理解を推進する大学間交流を体系化するためにアジア学生交流プログラム (CAMPUS Asia = Collective Action for Mobility Program of University Students in Asia) を推進する計画であることが発表された。

<関連記事等>

○2009年10月16日 文化日報

2009年10月10日に北京で行われた日中韓首脳会談で取り上げられた大学交流活性化について、教育科学技術部はCAMPUS Asiaプログラムにより大学間単位交流、共同学位授与、学生・教職員交流の準備を行っており、日中の関係者の具体案について合意でき次第、施行する計画であることを明らかにしている。

○教育科学技術部 グローバル人材育成課 2009年9月21日報道資料

「Global Korea Scholarship 事業と連携推進して優秀な留学生誘致のための政府奨学金拡大、多様な国家・大学との交換留学生、単位交流、複数学位制等の拡大・推進」

### ■ 2009年度国外韓国人留学生統計 (大学以上)

教育科学技術部ホームページ

#### 1. 総括

表 1 年度別留学生数 (毎年 4.1 基準)

年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度
留学生数	192,245	190,364	217,959	216,867	243,224

表 2 地域別留学生数 (2009年4月1日基準)

地域	学位課程			語学研修	合計
	大学院	大学	小計		
アジア	7,624	52,527	60,151	64,682	124,833
北米	25,734	46,914	72,648	12,447	85,095
中南米	13	139	152	121	273
欧州	3,993	7,445	11,438	21,215	32,653
中東	72	40	112	124	236
アフリカ	32	47	79	55	134
合計	37,468	107,112	144,580	98,644	243,224

表3 主要国家別現況（毎年4.1基準）

年度	米国	中国	英国	豪州	日本	カナダ	ニュージーランド	フィリピン	その他	計
2008	62,392	57,504	17,274	17,000	16,774	10,792	10,183	1,923	23,025	216,867
比率 (%)	28.8	26.5	8.0	7.8	7.7	5.0	4.7	0.9	10.6	100
2009	69,124	66,806	17,031	20,420	18,862	15,971	10,992	2,653	21,365	243,224
比率 (%)	28.4	27.5	7.0	8.4	7.8	6.6	4.5	1.1	8.8	100

■ 2009年度国内外国人留学生統計

教育科学技術部ホームページ

1. 総括

国内外国人留学生現況（2009.4.1基準集計）

表4 年度別留学生数

年度	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
留学生数	12,314	16,832	22,526	32,557	49,270	63,952	75,850

\* '03年度までは専門大学、4年制大学、大学院大学に在学中の外国人留学生を調査し、'04年度からは専門大学、4年制大学、大学院大学、遠隔大学、各種学校に在学中の外国人留学生を調査。

表5 留学形態別留学生数

留学形態	2008年度	2009年度	増減
自費留学生	54,934	64,271	9,337
韓国政府招請奨学生	837	1,629	792
大学招請奨学生	5,010	6,634	1,624
外国政府奨学生	587	503	-84
その他	2,584	2,813	229
合計	63,952	75,850	11,898

表6 出身地域別留学生数

地域	語学研修	分野別						その他研修	合計
		人文社会	理工	自然系	芸術体育	医学系	計		
アジア	18,471	33,381	7,895	3,356	2,987	437	48,056	3,606	70,133
アフリカ	136	294	80	26	4	5	409	39	584
オセアニア	62	82	13	5	10	7	117	42	221
北米	637	949	61	85	89	63	1,247	710	2,594
南米	146	164	15	10	8	3	200	49	395
ヨーロッパ	636	399	92	20	45	6	562	725	1,923
合計	20,088	35,269	8,156	3,502	3,143	521	50,591	5,171	75,850

表7 主要国家別現況

国家	中国	日本	米国	ベトナム	台湾	モンゴル	その他	計
留学生数	53,461	3,931	1,898	1,787	1,256	2,724	10,793	75,850
比率 (%)	70.5	5.2	2.5	2.4	1.7	3.6	14.2	100

■ 大学自律化推進計画の後続措置として「高等教育法 施行令」改正

教育科学技術部 大学自律化推進チーム/知識サービス人材課 2009年1月5日報道資料

この措置により、海外の大学と共通教育課程の運営をすることが可能となり（第13条）、また、国内外の大学で取得した単位を卒業に必要な取得単位の2分の1まで認定するという制限規定を撤廃した。（第15条削除）

（以下該当条文）

- ・ 第13条（外国の大学との教育課程共同運営）
  - ① 大学、産業大学、教育大学、専門大学、技術大学と放送大学・通信大学・放送通信大学及びサイバー大学（以下“遠隔大学”とする）、法第59条第4項により教育科学技術部長官の指定を受ける各種学校は法第21条第1項により教育課程を運営することにおいて当該外国または外国が公認する評価認証機構の評価認証を受ける外国の大学と共同で次の各号の課程を運営することができる。
    1. 大学、産業大学及び教育大学：学士学位課程または大学院教育課程
    2. 遠隔大学：専門学士・学士学位課程及び大学院教育課程
    3. 専門大学：専門学士学位課程または学士学位が授与される専攻深化課程
    4. 技術大学及び法第59条第4項による教育科学技術部長官の指定を受けた各種学校：専門学士学位課程または学士学位課程
  - ② 外国の大学との教育課程共同運営について学位の授与は法第35条及び第50条に従う。ただし、必要な場合は国内の大学と外国の大学との共同名義で学位を授与することができる。
  
- ・ （削除となった項目）第15条（単位の認定）
  - ①法第23条第1項により取得した単位は卒業に必要な単位の2分の1の範囲でこれを該当学校の単位として認定することができる。ただし、編入学の学生と大学院生の単位認定の範囲は学則が決めるところに従う。

【第21条（教育課程の運営）第1項】

学校は学則が定めるところにより教育課程を運営しなければならない。ただし、外国の大学と共同で運営する教育課程については大統領令で定める。

■ 「2009年単位銀行制・独学学位制学位授与式開催」

教育科学技術部 生涯学習政策課他 2009年2月23日報道資料

(抜粋)

□単位銀行制と独学学位制は高等教育レベルの生涯教育における両軸で、個人が自主的に行った学習に対し単位を認めて学位を授与したり、試験を通じて学位を授与する我が国の代表的な生涯教育制度である。

※ 単位銀行制:学校に限らず学校外で成り立つ多様な形態の学習と資格を単位として認定し、単位が累積して一定基準を満たせば専門大学または大学校と同等の学位を授与する制度

※ 独学学位制:4段階にわたる独学学位取得試験を通じて個人が自主的に行った学習の成果を評価して学士学位を授与する制度

□単位銀行制と独学学位制はこれまで別々に学位を授与してきたが、2008年2月15日開院した平生教育振興院に関連業務が移管・統合されることにより、今回学位授与式を初めて合同で開催、28,702人に学位を授与するという意義深い場を用意した。

□教育科学技術部によれば単位銀行制学士19,315人、専門学士8,708人、独学学位制学士679人など学士19,994人、専門学士8,708人がこの日、国から学位を授与された。一方、これとは別に単位銀行制を通じて学位授与された者のうちの一部については各大学の長が学位の授与を行い、その数は学士1,643人、専門学士320人など合計1,963人である。

○これにより1998年3月から施行された単位銀行制を通じて学位を取得した人は今回の学位取得者を含む合計152,077人(学士103,950人、専門学士48,127人)であり、1990年6月から施行された独学学位制による学士学位取得者は11,364人に達する。

(中略)

□困難な環境を克服し固い意志で学位を取得あるいは著しい成長と優秀な成果をあげた人に授与する特別賞○単位銀行制で学位を取得したキム・キチョン(男、70、青少年学)氏、日本人山本ゆみ子(女、43才、児童家族学)氏、独学学位制で学位を取得したピョ・スンソプ(男、45才、経営学)氏など3人が教育科学技術部長官が授与する特別賞を受賞し、キム・ウンエ(女、50才、社会福祉学)氏など9人は平生教育振興院長特別賞を受賞した。

○また、単位銀行制で学位を取得した天才少年ソン・ユグン(男、13才、電子計算学)氏、ソン・ハクジェ(男、55才、不動産学)氏、ホン・ジュヒ(女、22才、ホテル調理)氏、中国人出身帰化韓国人キム・ソンニム(男、27才、電算応用機械)氏は各々国会教育科学技術委員会委員長、大韓商工会議所会長、全国経済人連合会会長、韓国中小企業協議会会長が授与する特別賞を受賞し、キム・ヒウ(男、36才、社会福祉学)氏とハン・ジヨン(女、35才、社会福祉学)氏夫妻は韓国産業人材公団理事長が授与する特別賞を共同受賞した。

■「大学評価・認証制実施のための関連法令確定“高等教育機関の評価・認証等に関する規制(施行令)” 国務会議通過、“高等教育機関の自己評価に関する規則(部令)” 制定」

教育科学技術部 評価企画課 2008年12月9日報道資料

□教育科学技術部(長官アン・ビョンマン)は「高等教育機関の評価・認証などに関する規定」が2008年12月9日国務会議を通過し、「高等教育機関の自己評価に関する規則」も確

定し、これを公布する予定だと明らかにした。

□これに伴い 2009 年から大学は情報公表に続き 2 年に 1 回以上自己評価を実施して、その結果を該当機関のホームページ等を通じて公表する必要があり、政府から認定機関に指定を受けた外部評価・認証機関の評価・認証を受けることができるようになる。

・このように自己評価と外部評価・認証制度を通じて大学は自ら教育・研究現況を点検し、その結果により発展計画樹立、成果管理を実施して教育環境改善および教育・研究の質向上に活用することができるようになり、

・学生・父兄など教育需要者らはホームページなどに公開される評価結果をいつでも簡単に知ることができ、客観的な情報に基づいた学校・学科選択の助けになると期待される。

□教育科学技術部は大学自己評価制施行に先立ち'08 年に推進中のモデル事業\* 運営結果をはじめとし、大学別の多様な特性が反映された優秀事例を創出・拡大し、

・大学の自己評価の力量を強化するための研修を実施するなど各大学の自己評価の内容が充実した形で施行されるように支援する予定だと明らかにした。

\* 大学の特性と類型による 9 校の模範大学(国立大:公州(コンジュ)大、釜山(プサン)大、ソウル大、全北(チョンブク)大/私立大:東国(トングク)大、亜洲(アジュ)大、中央(チュンアン)大、韓国外大/専門大:仁荷(インハ))選定・運営)

□教育科学技術部は今回確定した施行令に基づいて、教員、大学評価関連専門家、公務員など 9 人以内で「認定機関審議委員会」を構成し、委員会の審議を経て「認定機関指定基準」等を準備する予定だ。

□一方、認定機関の力量強化により評価・認証の専門性と信頼性を確保して大学の外部評価・認証に対する自発的受容度を高め、

・中・長期的には国際水準の評価・認証体制に発展できるように評価専門家研修およびプログラム開発支援、国内外情報共有およびネットワーク強化など多様な支援策を講じていく計画だ。

<添付資料>:

1. 高等教育機関の評価・認証等に関する規定(大統領令)
2. 高等教育機関の自己評価に関する規則(教育科学技術部令)
3. 「高等教育法」大学評価関連条項(第 11 条の 2)
4. 外部評価・認証機関現況

<添付 1 >

高等教育機関の評価・認証等に関する規定

第 1 条(目的)この規定は「高等教育法」第 11 条の 2 で委任した事項とその施行に必要な事項を規定することを目的とする。

第 2 条(評価・認証の実施)①「高等教育法」(以下“法”という)第 11 条の 2 第 2 項により認められた機関(以下“認定機関”という)が学校運営の全般に対し総合的に評価する際は該当学校が法第 11 条の 2 第 1 項により点検・評価した結果を活用することができる。

②認定機関は評価・認証の対象となる学校に対し評価・認証の遂行に必要な資料提供を要請することができる。この場合認定機関は提供された資料を評価・認証以外の目的で使うことはできない。

第 3 条(評価・認証結果の公開)①認定機関が評価・認証した場合にはその結果を評価・認証を申請した大学に通知しなければならない。

②大学の長は第 1 項により通知された評価・認証の結果をホームページ等を通じて公開しなければならない。

第 4 条(認定機関の支援)教育科学技術部長官は予算の範囲で認定機関の評価・認証プログラム開発など評価・認証の体系化と品質を高めるところに必要な支援ができる。

第 5 条(認定機関の指定基準)①認定機関の指定基準は次の各号の通りとする。

1. 公正で客観的な評価・認証ができる組織・機構および人材などの体制を整えていること
2. 法第 11 条の 2 第 2 項に伴う大学運営の全般と教育課程(学部・学科・専攻を含む)の運営を評価または認証するのに適した基準、評価方法および手続きを整えていること
3. 学校に対する評価・認証または諮問活動などをした実績があること

②第 1 項第 1 号から第 3 号までの基準に対する具体的な内容は教育科学技術部長官が定める。

第 6 条(認定機関の指定)①認定機関として指定を受けようとする者(以下“申請機関”という)は別紙第 1 号書式の認定機関指定申込書に次の各号の書類を添付して教育科学技術部長官に申請しなければならない。

1. 申請機関の定款および登記事項証明書(申請機関が法人の場合のみ添付する)またはこれに準ずる書類
2. 学校に対する評価・認証及び諮問活動実績内容
3. 申請した日が属する事業年度の事業計画および予算内訳明細
4. 評価・認証の基本方針と評価実施に関する内容を記載した評価・認証実施要綱および評価基準
5. 評価・認証の方法・手続きおよび有効期間に関する規定
6. 評価・認証以外の業務を遂行する際のその業務の種類および概要を記載した資料
7. その他申請機関の指定可否を審議するために教育科学技術部長官が定める資料

②教育科学技術部長官は第 1 項により申請を受け付けた場合、第 10 条による認定機関審議委員会の審議を経て申請日から 3 ヶ月以内に認定機関の指定可否を申請機関の長に知らせなければならない。

③教育科学技術部長官は申請機関を認定機関に指定する時には別紙第 2 号書式の認定機関指定書を発給し、指定の有効期間は 5 年以内とする。

④認定機関は評価・認証の基準・方法および手続きなどを変更したり評価・認証業務の全部または一部を中断または廃止する時には決定後 1 週間以内にその事実を教育科学技術部長官に知らせなければならない。

第 7 条(認定機関の再指定)①認定機関で再指定を受けようとする者は第 6 条第 3 項に伴う認定期間が満了する 3 ヶ月前までに教育科学技術部長官に再指定を申請しなければならない。

②第 1 項に伴う再指定の基準および手続きは第 5 条・第 6 条および第 8 条を準用する。

第 8 条(異議申請)①申請機関の長は第 6 条第 2 項による通知結果に異議があればその通知を受けた日から 10 日以内に教育科学技術部長官に異議の申請ができる。

②教育科学技術部長官は第 1 項により異議申請を受けた場合は第 10 条に伴う認定機関審議委員会の審議を経てその結果を異議申請日から 2 ヶ月以内に該当申請機関の長に知らせなければならない。

③第 2 項に伴う審議結果によって申請機関を認定機関に指定する時にはこれを公告しなければならない。

第 9 条(認定機関に対する資料提出要請等)教育科学技術部長官は評価・認証政策の樹立と認定機関の体系的管理等のために評価・認証と関連する資料提出を認定機関に要請することができる。この場合認定機関は特別な理由がなければ該当資料を提出しなければならない。

第 10 条(認定機関審議委員会)①次の各号の事項を審議するために教育科学技術部に認定機関審議委員会(以下“委員会”という)を置く。

1. 第 6 条に伴う認定機関の指定および指定の有効期間に関する事項
2. 第 7 条に伴う認定機関の再指定および再指定の有効期間に関する事項
3. 第 8 条に伴う異議申請に関する事項
4. その他認定機関に関して教育科学技術部長官が審議を要請する事項

②委員会は委員長 1 人を含む 9 人以内の委員で構成する。

③委員会の委員長は委員の中で互選し、委員は次の各号の者の中から教育科学技術部長官が委嘱し任命する。

1. 教員
2. 大学の評価に関する専門的な知識と経験が豊富な者
3. 教育科学技術部の高位公務員団に属する一般職公務員として大学評価に関する業務を担当する者

④委員会の事務を処理するために委員会に幹事 1 人を置き、幹事は教育科学技術部所属公務員の中から教育科学技術部長官が任命する。

⑤委員の任期は 2 年とし、1 回に限って再任することができる。

第 11 条(認定機関審議委員会の運営)①委員会の委員長は委員会の会議を招集してその議長をつとめる。

②委員会の委員長は会議を招集しようとする場合、会議の日時・場所および案件を定めてこれを会議開催 7 日前までに各委員に知らせなければならない。ただし、緊急な理由がある場合にはあらかじめ知らせないこともある。

③委員会の会議は在籍委員過半数の出席で開催し、出席委員過半数の賛成で議決する。

④委員会は必要な場合は関係機関および専門家などに資料提出、意見陳述、その他委員会の運営に必要な協力をするよう要請することができる。

⑤第 1 項から第 4 項までで規定した事項の他に委員会の運営に必要な事項は委員会の議決を経て委員長が決定する。

付則

この令は 2009 年 1 月 1 日から施行する。

【別紙 1 号書式、別紙 2 号書式 省略】

<添付 2 >

高等教育機関の自己評価に関する規則

第 1 条(目的)この規則は「高等教育法」第 11 条の 2 第 1 項の施行に必要な事項を規定することを目的とする。

第 2 条(自己評価の定義)“自己評価”とは「高等教育法」第 2 条に伴う学校(以下“学校”という)が該当機関の教育・研究、組織・運営、施設・設備など(以下“教育・研究など”という)学校運営の全般に対し総合的に点検・分析・評定することをいう。

第 3 条(自己評価の実施)①学校の長は該当学校の教育条件改善および教育・研究などの質的向上のために学則に定めるところにより「教育関連機関の情報公開に関する特例法」第 6

条第 1 項に伴う公示情報と学校の長が機関の教育・研究などを評価するために必要だと認める事項に対し自己評価を実施しなければならない。

②第 1 項に伴う自己評価は 2 年毎に 1 回以上実施しなければならない。ただし、「高等教育法」第 11 条の 2 第 2 項に伴う認定機関が該当学校の運営全般に対し総合的に評価をした場合にはこれを当該年度の自己評価に替えることができる。

③自己評価の基準、手続きおよび方法などに必要な事項は該当学校の学則に定める。

第 4 条(自己評価委員会等)①学校の長は自己評価の企画・運営・調整および管理などのために自己評価委員会と自己評価を専門に担当する組織・人材を置かなければならない。

②自己評価委員会の構成および運営などに必要な事項は学校の長が定める。

第 5 条(評価結果の公示)学校の長は該当機関のホームページ等を通じて自己評価結果を公表しなければならない。

第 6 条(自己評価の支援)教育科学技術部長官は学校が自己評価を円滑に遂行できるようにするために予算の範囲で自己評価施行に必要な経費等を支援することができる。

付則

第 1 条(施行日)この規則は 2009 年 1 月 1 日から施行する。

第 2 条(自己評価に対する適用例)この規則施行後最初の自己評価は「高等教育法」第 2 条の学校のうち大学・産業大学・教育大学・遠隔大学の場合は 2009 年 12 月 31 日までに実施し、専門大学・技術大学・各種学校の場合には 2010 年 12 月 31 日までに実施する。

<添付 3 >

「高等教育法」大学評価関連条項(第 11 条の 2)

第 11 条の 2 (評価)

①学校は教育科学技術部令に定めるところにより該当機関の教育・研究、組織・運営、施設・設備などに関する事項を自ら点検・評価してその結果を公表しなければならない。

②教育科学技術部長官から認められた機関(以下“認定機関”という)は大学の申請により大学運営の全般と教育課程(学部・学科・専攻を含む)の運営を評価または認証することができる。

③教育科学技術部長官は関連評価専門機関、第 10 条に伴う学校協議体、学術振興のための機関や団体などを認定機関に指定することができる。

④政府が大学に行政的・財政的支援を行おうとする場合は第 2 項に伴う評価または認証結果を活用することができる。

⑤第 2 項の評価または認証、第 3 項の認定機関の指定と第 4 項の評価または認証結果の活用に必要な事項は大統領令に定める。

<添付 4 >

<外部評価・認証機関現況>

(評価・認証機関) (評価・認証分野)

韓国看護評価院：看護教育プログラム(看護学部など)

韓国建築学教育認証院：建築教育プログラム(建築学科など)

韓国経営教育認証院：経営教育プログラム(経営学部など)

韓国工学教育認証院：工学教育プログラム(工学部など)

韓国貿易教育認証院：貿易教育プログラム(貿易学科など)

韓国医学教育評価院：医学教育プログラム(医学部など)

韓国歯医学教育評価院：歯医学教育プログラム(歯学部など)

韓国漢方医学教育評価院：漢方医学教育プログラム(漢医学部など)

韓国教育開発院：教員養成機関評価(教育学部など)

韓国大学教育協議会：大学機関評価

韓国専門大学教育協議会：専門大機関評価

## ■ 外国の大学で博士学位を受けた者の申告に関する規則（訓令）

教育科学技術部 行政情報化担当官室 2008年7月28日

外国の大学で博士学位を受けた者の申告に関する規則

制定 1982. 8. 17. 文教部訓令第 379 号

改正 2006. 4. 20. 教育人的資源部訓令（領）第 696 号

改正 2008. 7. 28 教育科学技術部訓令第 92 号

第 1 条(目的)この規則は高等教育法第 27 条および高等教育法施行令第 17 条の規定によって外国の大学で博士学位を受けた者の申告および外国学校の学位課程に対する情報システム構築に関する事項を規定することを目的とする。

第 2 条(申告対象)申告をしなければならない者(以下“申告者”という)は次の各号のひとつに該当する者とする。

1. 大韓民国国民として外国の大学で所定の課程を履修して博士学位を受けた者 2. 外国人として外国の大学で博士学位を受け大韓民国に帰化した者

第 3 条(申告期間)外国の大学で博士学位を受けた大韓民国国民は学位を受けて帰国した日(帰国後に博士学位を受けた者はその学位を受けた日)から 6 ヶ月以内に申告しなければならない。

第 4 条(申告方法)申告は本人が行うことを原則とする。ただし、特別な理由がある時には代理または書面で申告することができる。

第 5 条(申告書類)申告者は次の各号の書類を整えて韓国学術振興財団理事長に申告しなければならない。

1. 別紙書式による申告書 1 部
2. 学位証 写本(原本提示) 1 部
3. 学位論文または同論文が掲載された出版物 1 部
4. 出入国事実証明書 1 部

第 6 条(削除)

第 7 条(申告証交付)韓国学術振興財団理事長は第 5 条によって申告をした者に対し同財団理事長が定めた書式による申告証を交付して同事項に対する関連情報はデータベースを構築・管理しなければならない。

第 8 条(申告事項の取消)韓国学術振興財団理事長は第 5 条による申告内容中虚偽または不正事実がある場合及び不適格な博士学位であることが明らかになった場合には同事実を本人に通告して申告事項を取り消すべきものとし、ただし取消前に申告者に弁明の機会を与えなければならない。

第 8 条の 2(外国の学校の学位課程に対する情報システム構築)韓国学術振興財団理事長は高等教育法第 27 条第 2 項による外国の学校の学位課程に関する情報システムを構築してこれを周期的に更新しなければならない。教育科学技術部長官は外国の学校の学位課程に関する情報システム構築・運営のために必要な予算を支援しなければならない。

第 9 条(諮問委員会)韓国学術振興財団理事長は外国の博士学位申告および情報システム構築・運営に関する諸般事項の諮問のために必要な場合、関連の専門家等により諮問委員会

を構成して運営することができる。

第 10 条(その他)この規則により定めない外国の大学で博士学位を受けた者の申告に関する事項は行政権限の委任および委託に関する規定第 44 条第 2 項の規定に基づいて韓国学術振興財団理事長が別途規定を置くことができる。

付則(施行日)この訓令は発令した日から施行する。

(別紙書式)

## 博士学位申告書

高等教育法施行令第 17 条の規定により外国の大学で受けた博士学位を次の通り申告します。

年 月 日

申告者姓名：(印)

(本人との関係： )

(電話番号： )

(住民登録番号： )

1. 住所：
2. 博士学位所持者姓名：
3. 博士学位授与内容：
  - カ 学位の種別(学位原語名)
  - ナ 論文の題名
  - ダ 論文作成言語：
  - ラ 学位授与国家：
  - マ 学位授与校：
  - バ 学位授与校の所在地：
  - サ 学位番号および授与日付：
4. 博士学位履修内容
  - カ 専攻分野：
  - ナ 論文指導教授名：
  - ダ 学位課程中該当国滞在期間：
  - ラ 授業方法：
  - マ 入学日および卒業(予定)日：

- 添付 1. 学位証写本(原本提示) 1 枚
2. 学位論文(または掲載された出版物) 1 部
  3. 出入国事実証明書 1 部

韓国学術振興財団理事長殿

・韓国学術振興財団(現 韓国研究財団) 外国博士学位照合情報システム  
<http://www.doctorinformation.or.kr/FDTSapp/main.jsp>

## ■ 学位検証サービス（韓国大学教育協議会）

韓国大学教育協議会ホームページ (<http://www.kcue.or.kr/> メニュー“重要業務”→“学位検証サービス”)

### 学位検証サービス

#### ▼サービス目的

大学、企業、公共機関等から人材採用及び人事管理等の目的で検証代行を要請する場合に、該当高等教育機関の学位授与資格認証可否、学歴取得事実確認、卒業証明等について検証業務を代行

今後学歴検証サービスを専門に実施する「学歴検証センター」を設立し、国内外の学位取得者に対し、国内検証サービスはもちろん、全世界を対象として国内学位取得者に対しても検証サービスを提供する予定\*

#### ▼サービス対象

大学、企業、その他公共機関等

\* 採用、人事管理等のための公的な目的のための依頼のみ代行（確認結果は依頼者へのみ提供）

#### ▼サービス内容

国内外の学歴検証：学士、修士、博士

国内外の大学に関する認可可否（政府、連邦政府、州政府等）

国内外大学評価認定可否（評価認定機構）

#### ▼予想所要期間と手数料

所要期間：国内の大学の学歴検証の場合約15日以内、海外の大学の学歴検証の場合、15日以上かかることが予想されるが、詳細申請事項により流動的。

手数料：検証対象別に手続きと実費は異なるが、検証完了後に最終的な実費のみ請求

#### ▼学位検証代行手続き

1. ホームページ申請（申請者）
2. 受付及び確認（韓国大学教育協議会）
3. 申請の公文書及び検証資料提供（申請者）
4. 検証実施及び結果通知（韓国大学教育協議会）

#### ▼ ホームページ会員“1：1”掲示板サービス

ホームページ会員用に、“1：1”掲示板を運営し個別化された相談進行と検証申請、進行状況等支援

担当者：国際協力チーム シンジソン 6393-5233

韓国大学教育協議会 学位検証サービスホームページ

<http://cs.kcue.or.kr/>

＊「海外学位検証 変更事項についてのご案内」

韓国大学教育協議会 対外協力部 作成日：2008-12-26

韓国大学教育協議会は2007年9月から現在まで全世界を対象として学位検証サービス事業を実施してきましたが、2009年1月1日からは次の地域に限って申請を受け付けることにいたします。一部国家の該当教育機関が現地語以外の言語での意思疎通と学位検証要請を拒否することや連絡が不可能であるという理由により、現在まで実施してきた学位検証サービスを提供することがこれ以上困難であると判断するものであり、やむを得ない措置であることをご了解いただきますようお願いいたします。

- ・英語圏各国（米国、カナダ、英国、アイルランド、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ共和国）
- ・アジア各国（中国、日本、シンガポール、フィリピン）
- ・ヨーロッパの一部の国（ドイツ、フランス、スイス、スウェーデン、デンマーク、オランダ、スペイン、オーストリア、ベルギー、ノルウェー、フィンランド）
- ・中南米各国（ブラジルを除く）

今後引き続き責任をもって迅速な学位検証サービスの提供に万全を期します。本協議会の学位検証サービスの変更事項によりご不便をおかけすることをお詫び申し上げます。

次の事項についてもご参照下さいますようお願いいたします。

1. 日本は厳格な個人情報保護法により、本人以外の第三者へ情報公開しないため学位検証が不可能な場合や追加費用がかかることがあります。
2. ヨーロッパの学校制度のうち”Diplom”は教育機関ごとに異なり、韓国の学校制度との比較に多くの時間を要するため、教育機関の回答してきた学位の名称をそのまま通知する方針です。
3. アメリカの機関認可は該当教育部及び委員会からの個別の回答と関連法規調査に多くの時間を要し、進行が困難な状況です。よって機関設立認可（approval）ではなく機関評価認証（accreditation）有無のみ確認する方針です。
4. 一部のヨーロッパの国の私立教育機関は該当政府からの規制がありません。このような私立教育機関の国内認証の有無はこれを判断する根拠となる国内法が制定されていないため、判断の根拠を提供することができない状況であることをお知らせします。